

令和7年第1回尾鷲市議会定例会会議録

令和7年3月4日（火曜日）

○議事日程（第3号）

令和7年3月4日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（8名）

1 番 南 靖 久 議員	2 番 小 川 公 明 議員
3 番 濱 中 佳 芳 子 議員	4 番 西 川 守 哉 議員
6 番 中 村 文 子 議員	7 番 岩 澤 宣 之 議員
8 番 中 村 レ イ 議員	10 番 仲 明 議員

○欠席議員（1名）

5 番 村 田 幸 隆 議員

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	野 地 敬 史 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	後 藤 健 太 郎 君
政策調整課調整監	西 村 美 克 君
総 務 課 長	森 本 眞 明 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	大 和 秀 成 君
税 務 課 長	三 鬼 基 史 君
市民サービス課長	湯 浅 大 紀 君
福祉保健課長	山 口 修 史 君

福 祉 保 健 課 参 事
 環 境 課 長
 商 工 觀 光 課 長
 水 産 農 林 課 長
 水 産 農 林 課 参 事
 建 設 課 長
 建 設 課 参 事
 水 道 部 長
 尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長
 尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長
 教 育 長
 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長
 教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 代 理 課 長 補 佐 兼 生 涯 学 習 係 長
 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監
 監 査 委 員
 監 査 委 員 事 務 局 長

世 古 基 次 君
 平 山 始 君
 濱 田 一 多 朗 君
 芝 山 有 朋 君
 千 種 正 則 君
 塩 津 敦 史 君
 上 村 元 樹 君
 神 保 崇 君
 竹 平 專 作 君
 高 濱 宏 之 君
 田 中 利 保 君
 柳 田 幸 嗣 君
 丸 田 智 則 君
 渡 邊 史 次 君
 民 部 俊 治 君
 仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
 事務局次長兼議事・調査係長
 議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊
 濱 野 敏 明
 樺 田 朋 実

〔開議 午前 9時59分〕

議長（南靖久議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立をいたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、2番、小川公明議員、3番、濱中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、2番、小川公明議員。

〔2番（小川公明議員）登壇〕

2番（小川公明議員） 皆様、おはようございます。

今、柄にもなく、少し緊張しております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1問目は、災害時における上水道のインフラ危機についてお尋ねいたします。

2024年1月1日に発生した能登半島地震により、断水の長期化という深刻な問題が発生いたしました。全国各地の水道事業者が駆けつけ、給水活動が行われたものの、被災地では、困難な課題が次々と浮き彫りになりました。車で10分かかる場所にしか給水ポイントがない地区もあり、車を持たない住民には、その距離が壁となったり、また、近くに給水ポイントがあっても、水の重さが高齢者の体力を超えておりました。10リットルのポリタンクは約10キロ、自治体が配付する2リットルのペットボトル6本入りの箱は12キロにもなります。高齢者にとって、とても運べる重さではなく、若い人でもカートやキャリアケースがなければ運ぶことが容易ではなく、住民同士の支え合いがあったものの、「水を運ぶのに疲れた、給水車が巡回してくれれば助かる、ボランティアに運搬をお願いしたい」など、切実な声が多くあったとのことです。

断水と聞くと、真っ先に飲み水の不足が思い浮かぶと思いますが、実際には衛生を保つための水も重要になります。通常、入浴には約200リットル、洗濯には約70リットルの水を使用しますが、それが一切使えない生活が数か月にも及びました。自衛隊が提供する船舶での入浴や洗濯サービスもありましたが、それは避難所の人々が優先されており、自宅で暮らし続ける人たちは入浴施設やコインランドリーを利用するしかなく、近隣の自治体まで車を走らせる必要があった地区も多かったようです。そのため、施設利用料やコインランドリー代、さらにはガソリン代が重なり、生活費の負担が増大いたしました。車の運転ができない高齢者は、自力でこれらに行くことはできず、近所の支援に頼らざるを得ません。日常的には、ウェットティッシュなどで体を拭いてしのぐ姿が見られたようです。

また、断水の影響はトイレの使用にも及び、水洗トイレは水がなければ使用できず、多くの避難所や家庭ではポータブルトイレや簡易トイレが配付され、排せつ物の処理が新たな課題となったところです。悪臭や衛生面の問題が住民の負担をさらに増やしました。特に高齢者の身体の不自由な人にとっては、仮設トイレの使用や排せつ物の処理、トイレ用の水くみなどが大きな負担となり、トイレに行くのを我慢したり、トイレに行かないよう水分を控え、脱水症状を起こしたり、それに伴う関連死も多く見られたようです。

被災地の現実、日々の生活に欠かせない水の存在がいかに重要であるか思い知らされるものです。発災により、断水が長期化となった場合、尾鷲市として市民を守るため、どのような計画、対策があるのか、市長の水に対する認識、見解についてお答えください。

一方で、2011年の東日本大震災以降、防災井戸が様々な地域で見直されております。防災井戸とは、一般的に洗浄やトイレの排水などの生活用水に利用する目的で使用される井戸のことを指します。長期化する避難生活の状況は、多くのメディアで報道され、飲料水としての水だけでなく、お風呂に入ったり、汚れた衣類を洗濯したりするための生活水の必要性を多くの方が痛感したのではないのでしょうか。こうした生活水は、1人1日10リットルから15リットルは必要と言われています。とても給水車や備蓄している水では補うことができない量です。そこで、上水道に代わる供給元として、井戸が改めて見直され、注目を集めるようになりました。

一般的に水道管は、地震の影響を受け、一部でも寸断された場合、その地域への水の供給自体できなくなります。一方、井戸の場合は、水道管と異なり、地面

に垂直に伸びています。そのため、地震発生時は周りの地層と一緒に動き、水道管と比較して破損しにくいと言われております。そんな井戸の特性により、近年は災害に備えて水を備蓄しておくため、防災対策として井戸の役割が見直され、改めて注目されています。各市町においても、災害時の井戸の重要性が見直され、積極的に井戸確保の取組が行われています。尾鷲市においてもそういった取組を推進していくべきと思いますが、市長の見解をお聞きいたします。

次に、ヒアリングフレイルについてお尋ねいたします。

ヒアリングフレイルとは、聴覚機能の低下によって引き起こされる体の衰えの一種です。これまでも、加齢性難聴という呼び方で、高齢になれば難聴になることはよく知られておりました。しかし、耳が悪くなることで、心身にどのような影響を与えるかについて関心を持つ人は少ない状況です。放置すると、認知症や鬱病のリスクが高くなり、難聴によってフレイルが引き起こされ、それが生活の質の低下につながっている実態があります。

国においても、昨年9月に高齢者社会対策大綱が改定され、加齢による難聴への対応が追加されたことで、難聴の正しい理解だけでなく、早期発見の検討や実施に取り組む自治体も増えてきました。

ヒアリングフレイルで最も大きな問題は、聴覚機能の低下によりコミュニケーションがうまくいかず、家族や周囲、医療、介護従事者からも認知症と判断されてしまうことです。ここで重要なのは、耳が悪いことを伝えにくい環境にあること、もう一つは、伝えても、大きな声で対応されるものの、言葉として理解できず、諦めてしまうことです。多くの人は難聴と聞くと、大きな声で話しかけます。しかし、難聴には種類があり、大きな声を出しても言葉として理解することが難しい人もいます。大きな声で話しかけると、難聴の人にとって過度のストレスとなり、この状態が続くと、本当は聞こえていないのに、「はい、はい」と適当に相づちを打つようになります。話しかけている側は反応があるので、自分の話を理解していると勘違いをしてしまい、こうなれば、聴覚機能が低下していることが見過ごされてしまいます。以前より外出することがおっくうになったり、会話することが難しくなったりすることで、身体機能が低下していると勘違いされてしまいます。この結果、次第に人と話す機会が減少することや部屋に引き籠もることが多くなることで、認知機能の低下につながります。

なぜ私がこの問題を取り上げたか、それは男性の高齢者の方から相談があり、聴覚障がいでのコミュニケーションが難しくなり、あまり人とも会いたくない

くなってきたとのことでした。このように、難聴になると、社会とのつながりが薄れてしまう方が増え、その結果、孤独や社会的孤立を感じるようになってしまいます。聴力の低下により周囲の会話についていけず、孤立してしまいます。高齢者が孤立、孤独にならないためにも、健康寿命を延ばすためにも、聴覚障がい適切に管理することで、孤独や社会的孤立のリスクを減らすことができます。聞き取る機能の衰え、この対策についても重要であると思われます。

人生１００年時代、元気なうちから生活の改善や予防活動を実践し、交流を続けるためにも、急激に高齢化が進む本市において、ヒアリングフレイルだけでなく、フレイル全般に対する取組が重要であると思いますが、まずは現在の本市におけるフレイル対策の現状及び市長のお考えをお聞かせください。

最後に、教育費の負担軽減についてお聞きいたします。

文部科学省が行った令和３年度の子供学習費調査を見ると、公立の小学校に通う小学１年生１人当たりにかかる学習費の総額は約３５万円となっています。公立小学校はお金がかからないと思っていたのに、意外とかかるというのが正直な感想ではないでしょうか。その他、入学時にはランドセル代、机、文房具、体操服など、１５万円前後のお金がかかります。

そこで、提案させていただきます。

物価高の影響で、子供の教育費は過去最高を記録しており、保護者の経済的負担が高まっております。そこで、次世代を担う子供を祝福するとともに、子育てをする家庭の経済的負担の軽減と子育て支援の充実を図るため、小・中学校入学のお子さんに対し、入学祝い金を支給してはどうでしょうか。市長の思い、見解をお聞きいたします。

また、厚生労働省が２０２３年に公表した報告によると、日本の子供の相対的貧困率は１１．５％、これは日本の子供の約９人に１人が相対的貧困であるということです。尾鷲市においては、もっと相対的貧困率が高いのではないのでしょうか。この家庭の経済格差が子供の教育格差を生んでいることは言うまでもありません。現に、最近の全国学力検査の結果によると、年収２００万円未満の家庭の子供と年収１，０００万円以上の家庭の子供との間に、教科によっては１００点満点中２０点以上の大きな学力差があることが報告されております。この結果、親の所得格差が子供の学力格差を生んでいるということであり、尾鷲市においては論をまたないことです。親の経済的貧困は子供からの学習や体験の機会を奪うことになります。これらの教育格差は学力格差、その後の進学格差を生み、将来

の職業にも影響を及ぼし、貧困の世代間連鎖を生んでしまいます。貧困の連鎖を打ち切るためには、子供の学習体験機会の喪失を阻止することが重要になってくると思いますが、教育長の思いと、考えられる対策をお答えください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、小川議員の御質問に対しまして、順にお答えしたいと思っております。

まず、災害等の影響による長期断水時の計画、対策についてであります。

今後30年以内の発生確率が80％程度に引き上げられた南海トラフ巨大地震が、理論上、最大クラスで発生した場合には、市内全域が震度6弱以上の揺れに襲われ、震度7が予測されている地域もあり、水道は市内全域において断水すると予測されております。

このような事態に備えまして、市内の配水池等に約1万5,000立方メートルの水道水を確保しております。これは市民1人当たりになりますと、500ミリリットルのペットボトル、このボトルの2,000本に相当すると、こういう量でございます。節水に、皆様方に御協力をいただくことによりまして、最低でも3日間の水需要に対応できるものと、まず考えております。

また、この期間内に浄水機能を確保し、応急給水に対応できるよう努めてまいりたいと思っております。この応急給水活動につきましては、三重県水道災害広域応援協定、これに基づきまして応援を要請し、避難所を給水拠点として、浄水場等から給水車により、被災者が持参したポリタンクやあるいはバケツに給水し、水道施設の復旧状況に応じて仮設給水栓を設置するなど、順次給水場所の拡大、給水量の増加を図ってまいります。

さらには、公益社団法人である日本水道協会、これによりますと、全国の水道事業者からの応援により、応急給水箇所の増加及び管路の復旧を迅速に進めてまいります。

断水状況、応急給水状況につきましては、防災行政無線やエリアワンセグ、あるいはSNS等を活用して広報を行い、住民の不安解消に努めてまいります。

一方で、発災直後の被害や混乱を最小限にとどめるためには、やはり住民や自主防災会、事業者等が、自分の命は自分で守る、自らの地域はみんなで守るという自助共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資を備蓄しておくこ

とは最も重要であり、市民の皆様の備蓄意識の向上を図るため、その普及啓発を推進してまいります。

各家庭での備蓄につきましては、買い置きや冷蔵庫での貯蔵、ローリングストック法の活用も含めて、飲料水については3日以上以上の備蓄をしていただくよう周知してまいります。

共助として、自主防災会によっては、市の地域防災力向上補助金を活用し、保存水を備蓄しているところもございます。

公的な備蓄につきましては、本市及び県において、ペットボトル入りの水を計画的に備蓄し、各地区へ分散配備を行うとともに、市内に店舗を構える事業者と非常物資の供給に係る協定を締結しております。

国における物資支援につきましては、南海トラフ巨大地震発生における国の活動内容等を定めた南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づき、被災地域からの要請がなくても物資を被災地に送り込む、いわゆるプッシュ型支援が明記され、発災後、4日目から7日目までの必要量を全国の水道事業者の応急給水により対応する計画となっております。

能登半島地震に目を受けますと、トイレを流すなどの生活用水として学校のプールの水を活用した事例も聞いておりますが、飲み水以外の洗濯、風呂、掃除、トイレ等の生活用水につきましては、学校のプールや家庭にある井戸、市内各所にある防火水槽内の水、そしてほとんど枯れることのない市内の河川からの水のくみ上げにより、その搬送には労力を要しますが、確保することができるものと考えております。

このように、災害時における水の確保につきましては、自助、共助、公助において重層的に取り組んでおり、これらが有機的に連携することで、南海トラフ巨大地震に対し最大の減災効果が発揮されるよう、防災訓練や啓発活動等の対策を講じてまいります。これがまず、第1点でございます。

次に、防災井戸についてであります。

議員もおっしゃっていますように、令和6年能登半島地震では、能登地方を中心に水インフラの被害が甚大であったため、断水が長期化する中、一部の地域では、緊急水源として井戸水が有効活用されておりました。

このような経験を踏まえ、国においては、災害時における代替水源としての地下水等の活用を推進するべく、災害時の地下水等活用ガイドラインの策定に向けて、有識者会議が開催されております。この有識者会議では、防災井戸の使用目

的を飲料水以外の洗濯、風呂、清掃、トイレ等の生活用水とするガイドラインが検討されております。この会議は、ちょっと調べてみますと、昨年8月から今年2月まで3回も実施されており、その緊急性を認識しておりますので、動向を注視しつつ、策定されたガイドラインを参考として、災害時の生活用水の確保に向けた取組を実施してまいります。

一方で、現状、利用可能な井戸水がどれだけ本市にあるのか、この件についても調査してみる必要があると思っております。

次に、3番目のフレイル対策についてお答え申し上げます。

フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間の段階を指しております。対策を行えば、元の健康な状態に戻る可能性があることから、高齢期のフレイルの予防と対策が重要となります。

国においては、2019年、健康寿命延伸プランを策定し、2040年までの男女ともに健康寿命の3年以上の延伸を上げており、その取組の柱の一つとして、まず介護予防、そして介護予防を特出したフレイル対策、そして認知症予防、これが位置づけられるなど、フレイル対策の重要性が増しております。

このような中、本市におきましても、尾鷲市高齢者保健福祉計画、尾鷲市第3次健康増進計画等に基づき、フレイルを含む心身機能の低下等の予防対策及び健康診査の結果等に基づく高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでおります。具体的には、身体機能や認知機能の向上を目指した介護予防教室の推進や特定健康診査に基づく保健事業として、後期高齢者には、フレイルに係る質問票と、健診結果に基づく保健指導等を実施しております。

私は日頃より、閉じ籠もるよりも毎日外に出ていろいろな人と話すこと、1日1善、10人の人と話し、100文字書く、1,000文字しゃべる、できることなら1万歩歩くことを目指す、この一、十、百、千、万を続けていただき、さらに食事はバランスよく、朝昼晩をおいしく食べることでフレイル対策となり、さらには認知症予防にもつながる、生き生きとした生活が送れるものと、様々な場で申し上げます。まさしくこれはフレイル対策の3本柱である適度な運動、栄養と口腔機能、社会参加のことであり、今後も高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指し、関係機関などと連携し、施策を推進してまいります。

次に、4番目の入学祝い金の御提案についてであります。

議員御指摘のとおり、近年、教育にかかる費用は増加傾向にあり、御家庭にと

って大きな負担となっていることから、子供たちが経済的な理由で学びの機会を失うことのないよう、本市として、できる限りの支援を行っております。具体的には、経済的に困難な家庭を支援するための就学援助制度を実施しており、学用品費、新入学学用品費、修学旅行費などの必要経費を補助することで、子供たちの学習環境を確保し、教育の機会均等を図っております。

さらに、市独自の取組として、子ども医療費助成制度を設け、高校生までの医療費を助成することで、子供たちが健康に過ごせる保護者の医療費負担を軽減しております。

加えて、学校給食費の無償化を実施し、経済的な負担を大幅に軽減することで、子供たちが学習に専念できる環境を提供しております。

そして、国の支援策として、児童手当の支給対象の拡大や所得制限の撤廃、県においては、子ども・子育て応援総合補助金を創設するなど、国・県・市が連携して子育て世帯を支援しています。

議員御質問の入学祝い金につきましては、一部自治体において実施されており、入学に係る費用負担の軽減や教育環境を整えやすく、学業に集中できるなど、多面的に効果があるものと考えております。これらの事業の実施につきましては、既存の教育支援、あるいは福祉施策とのバランスを考慮しながら、限られた予算の中で有効性などを精査した上で、慎重に検討してまいりたいと思っております。

私からの壇上からの質問に対する回答は以上でございます。

議長（南靖久議員） 教育長。

教育長（田中利保君） それでは、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、日本の子供の相対的貧困率は11.5%とされていますが、この数値は全国平均であり、本市での具体的な試算は行っておりません。ただし、準要保護世帯への学用品費などの交付者数を見ると、全児童・生徒に対する割合は微増で推移しております。相対的貧困率の上昇や貧困の連鎖については、引き続き注意を払う必要があると考えております。

これらの対策に関して、まず考えられるのは、経済的支援などではありますが、これに関しては先ほど市長が答弁されていますので、私からは教育現場での取組に焦点を当てて、思いと対策についてお答えいたします。

相対的貧困率の上昇や貧困の連鎖は重要であると捉えておりますが、学校現場においては、貧困の有無に関わらず、学力差に対応していく必要があり、様々な仕組みをつくり上げております。例えば、習熟度別授業を実施し、児童・生徒の

学習到達度に応じたクラス編成と授業内容により、一人一人の学習効果を高めています。また、基礎内容の反復演習や1人1台のパソコンを活用した学習支援ソフトによる家庭学習の習慣化を推進するとともに、学校と家庭が連携し、保護者が家庭で子供の学習にどれだけ時間を割けるかも学力の向上には重要であることから、学習支援の多様な仕組みを構築しています。

学校現場では、学習習慣の確立による基礎学力の定着、習熟度別指導やICT教育を活用した学習支援、成功体験の積み重ねと探求型学習の導入による学習意欲の向上などを推進し、経済的貧困のみならず、児童・生徒全体の学力格差解消を目指しております。

さらに、地域における放課後の学習支援や無料の塾講座、こども食堂やフードパントリーなど、子供たちの健全な成長を支える活動が行われており、また、市からもそういう活動を行う子育て支援団体に補助金を支給するなど、学校、地域、行政が連携した取組を進めております。これらの対策を総合的に進めることで、本市の子供たちが適切な学びの場を得て健やかに成長できる環境を整備し、学力格差の是正対策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） それでは、まず、上水道のインフラ危機と防災の井戸についてお聞きいたします。

先ほど、市長の答弁にもあったんですけど、南海トラフを震源とした震災があった場合、広域に及びますので、連携しているところから来てもらえるとかで言っておりましたけど、なかなか来てもらえないんじゃないか、そういう気がいたします。

そして、また、給水車1台しか尾鷲市にありません。それも2トン車、ポリタンクで100杯分。何十人も並べたらどれだけの時間がかかるのか。高齢者、先ほども言いましたが、運ぶことができるのか。2トン車の給水車1台でどれだけの仕事ができるのか、疑問が残りました。

尾鷲市の水道管は老朽化しております。ほとんどが耐用年数を超えており、耐震性の低いものも多くあります。そのために、何か所も破断、破れた場合、復旧が絶対に長期化すると思います。多くの方は、災害の水といえば飲料水を考えると思いますが、ある資料によりますと、災害時に飲料水が手に入らず亡くなった被災者は聞いたことがないようで、一方で、トイレなどの水などの生活雑用水、

それが手に入らなかったことが原因で亡くなった方は多数、皆さんも御存じのように存在しております。災害現場に派遣される医療関係者や防災関係者の間では、これは常識のようでございます。なぜ生活雑用水が不足すると多くの方が亡くなるのか。防災危機管理課長、課長はどのような認識なのか、お答えください。

議長（南靖久議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） 飲料水不足による死者がゼロであることは知りませんでしたが、生活用水が不足することで、不便な生活を強いられることによるストレスにより、災害関連死につながることもある、そのようには認識しております。具体的には、断水するとトイレが使用できなくなり、そういうことから、食事や水分を控えてトイレに行かなくても済むように考える方がいます。そういったことで、結果的に水分不足により血栓ができ、死に至る、このような場合があるものと認識しております。

議長（南靖久議員） 2 番、小川議員。

2 番（小川公明議員） 言われたように、生活雑用水、やっぱり大事ですよ。

先ほど、市長の答弁にもありましたけれども、災害時に手に入りやすい水といえば、誰もがプールの水、河川の水を考えがちですが、いずれの水も、例えば藻が発生したりしているんですよ、分かりますか、藻が発生していたり、泥水であつたりと、不衛生です。また、プールの水をくんでいると水位が下がってしまいます。それをくむために無理な体勢で水くみや、そしてまた河川の水くみ、これは高齢者や子供にとって非常に危険なのではないかと思うんです。事故につながるおそれもありますが、その点は課長、どのようにお考えですか。

議長（南靖久議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） プールの水につきましては、季節によりましては、緑色に藻が発生していることを見かけます。ですが、水の確保につきましては、様々な方法を検討しておきまして、発災時には判断をしながら確保していく、そのようなことを考えております。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど、小川議員の水に対する重要性、こういう災害時における水の重要性、私も正直に申しまして、六十数年前に経験しております。それは伊勢湾台風のときでございます。いろいろ大洪水があったときに、伊勢湾台風のときに、私は九鬼におりました。小学校の 5 年生でした。そのときに、1 か月ぐらゐの断水が続きました。水道管、全部駄目です。そのときにどうしたかという

ことについては、その当時は結構井戸水はございました。それを近所の人たちと手分けしながら、それを生活用水に使って、あるいは、その当時はまだ井戸水としては飲み水として、そんなに規制はございませんでしたから、飲み水として使ったり、お風呂、洗濯、洗い物、そういうものに使っていたということで、非常に、要するに水に対する意識を私は十分持っています。

その前に、先ほど壇上で申し上げた内容については、飲料水については何とか何とか、あとは生活用水についてどうするのかというような話については、当然のことながら、能登半島地震を受けて、災害対策としては、尾鷲市も、三重県も、要するに起こった事象についての気づきをきちんとまとめ上げながら、それに対する課題というのは何なのか、それをどうやって解決していくのかということについて、今対策を練っているところでございますので、正直に申しまして、先ほどの御質問、御意見の中で、特に高齢者に対してどうなのか。それを、要するに役所のスタッフでそれを家まで持ち運ぶ、それは到底無理です。そういった中で、例えば市内各所にできるだけ給水拠点を多く設営するかというような、そういう計画も必要かと思っておりますので、トータル的にやはりこれはちょっと考えなきゃならないなと思っております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 給水拠点をたくさん設けるといのは分かるんですけど、2トン車自体でどれだけの仕事ができるのか、それが疑問に思われます。

災害時の水の確保については、尾鷲市としても様々な取組をされておるようですが、既存の井戸の活用につきましては、先ほど市長も言われましたけど、能登半島地震でも、熊本地震でも、井戸の有効性は証明されております。

先日、テレビで報道があったんですけど、能登半島地震の発災から1週間で銭湯が再開されておりました。傷ついた心が銭湯で癒やされた、それをテレビで報道しておりましたけど、井戸の活用については、これまでなぜ尾鷲市としては活用してこなかったのか、考えてこなかったのか、そこは本当に疑問に思うところでございます。

県内では、四日市市、名張市、松阪市、伊勢市、志摩市、南伊勢町、紀北町、御浜町など、多くの市町で防災井戸の登録制度というのを行っておりますけど、本市でも登録制度、市長、取り組んでみてはいかがでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 既存の井戸の活用ということにつきましては、議員がおっしゃっていますように、能登半島地震でも石川県の七尾市などで個人所有の井戸、これが開放されておりまして、水道復旧まで活用されたケースもありましたので、他市町につきましては、具体的にはどうやっているのかを、一応登録の市町というのは、先ほどおっしゃったとおり、我々も認識しているわけなんですけれども、まず、先ほど壇上で申し上げましたように、要するにそういう認識はなかったということは事実ですよ。井戸水がどれだけあるのか、尾鷲市にて。それはもう取り組んでいなかった、やっていなかったということは事実です。だけれども、やはりそういう井戸の重要性、生活用水に必要なための一つの大きな手段として井戸水が必要だということは認識しております。ですから、現存する井戸がどのくらいあるのか調査をするということを回答させていただきました。それと同時に、議員が御指摘のように、どのような形で現存の既存の井戸の活用ができるのか、それも含めて、井戸の活用方法ということをテーマにして、やはり検討していく必要があるんじゃないかと、私は思っております。

議長（南靖久議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 活用については調査をしていただけるということなので。

それと、提案なんですけど、尾鷲市には活魚車、魚を海水に入れて運ぶトラック、十何台以上あると思うんですけど、そういう方にも協力していただけるような協定を結んではどうかなというのもあります。

そして、災害時の水の確保につきましては、多くの避難者が集まる小学校に防災井戸を掘ってはどうかと思うんですけど、それをすると、搬送する労力も短時間で水の確保ができる効果的な設備となりますので、再度、防災井戸を小学校につけることの必要性について、市長、どのようなお考えでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほどから壇上で申し上げましたように、今、井戸水がどれくらいあるのかということも。実を言いますと、これ、さっき、六十何年前と申し上げましたけれども、例えば、昔の家は井戸水はあったけど、うちの近所の周りも、うちもあったし、隣もあった、上にもあった。大体が20件ぐらいの家の中で、大体三つぐらいの井戸があったことは事実なんです。でも、やっぱり建築様式等々が変わってどうなっているかということは、先ほど申しましたように調べます、調査します、どれくらいあるのか。それをどうやって活用するのかという活用方法もあります。

もう一つは、これだけ重要な話の中で、先ほど申しましたように、有識者会議が、要するに8月から2月までにおいて3回も行われているんですね。国においてもやっぱり早くガイドラインを出してもらわなきゃならないと。出しながら、我々はそれに沿った形の中で、一方ではやっていかなきゃならない。そうすると、国がこの重要性というのが分かれば、やはり早くガイドラインを出して、各市町村にそのガイドラインを発表すると。我々はそれをあれしながらでも、先ほど申しましたように、これは、井戸水の調査についてはきちんとやります。だから、それでもって、生活水の確保というものについて考えていくと。

あと、学校どうのこうのに井戸水という御発言がございましたけれども、これについてもやっぱりどうするのかということは大きな話の中の一つだと思いますので、それもきちんと検討はさせていただきます。

議長（南靖久議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） しっかり調査をするということなので、また、小学校についても検討するということなので。

では、次に、ヒアリングフレイルについて、高齢者の難聴についてお伺いいたします。

フレイル対策の重要性は、先ほど市長も熱弁を振るっていただいて、大いに認識していると理解いたします。

先ほど述べましたヒアリングフレイルは、放置しますと、心身の活力、そういった衰えが進んで、認知症、鬱病となる可能性もあります。体操などのフレイル対策も大変重要ではあると思いますが、聞こえに対する対策も同様に重要ではないでしょうか。ヒアリングフレイルに対する具体的な取組は、現状行っていないようですが、国では、令和6年3月に、難聴高齢者の発見・早期介入等に関する手引、そういったものを作成し、難聴高齢者の支援活動を図っております。

まずは、聞こえの認知症やフレイルに関する影響を周知すること、そういうことを目的に、高齢者の聞こえに関する周知や、本人や家族が気軽に聞こえに対するチェックを行うことができるヒアリングチェックというのがあります。そういったヒアリングチェックなどの普及啓発を尾鷲市でも行ってみてはどうかと思うんですけど、市長、どうでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、高齢者の難聴に関する現状なんですけれども、国立長寿医療研究センターの調査によりますと、まず、70歳以上で男性の5人に1人が

難聴になると。それで、女性では10人に1人、これが難聴を抱えている可能性があると言われていた。本市においても一定数の加齢性難聴者がいるものと私自身捉えております。

議員、昨日のNHKのニュース見ました。たまたまテレビを見ていたら、NHKの番組で、要するに日本が抱えるこれからの大きな問題として、この難聴のあれが四、五分間、捉えられていたんです。これは本当にNHKがそういう放映するぐらいですから、難聴の問題というものについては、大きな問題であるという認識をさらに改めて感じております。だから、加齢性難聴では、先ほどおっしゃっていますように、本人が気づかないうちに、要するに聴覚機能が低下することで、日常的なコミュニケーションが難しくなる、これが考えられておると。難聴の状態を放置してしまうと、先ほども申しましたように、地域活動に消極的になる、そして、社会的孤立につながる、この可能性があるため、早期発見と早期介入が重要となっております。難聴の疑いがある高齢者本人に、自身が聞こえづらい状況にあるということをまず認識してもらうことによって、早期受診につながる可能性だけではなく、生活の質の向上、あるいは日常生活、社会生活の活性化にもつながる可能性が高くなると考えられますので、御指摘のとおり、今後、聞こえのチェックリストなどによる簡易スクリーニングの実施については行います。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） ありがとうございます。

ヒアリングフレイルに対する周知を行うだけではなくて、その予防についてもしっかり取り組んでいく必要もあると思います。

その一つとして、補聴器などが有効であるようです。そういった器具をつけることで、小さな音や言葉も聞き取れるようになるのではないのでしょうか。家族や周りの方とのコミュニケーションも改善し、外出の機会も増えると聞きます。また、難聴の方は、話をすると大きな声になったり、聞こえないぐらいに小さな声になったりもいたします。これは本人自身の声が聞き取りにくいから起こります。実際、私の父親も難聴でしたので、よく分かります。補聴器をつけることによってよく聞き取れ、声の聴取や発音が改善され、聞き取りやすくなります。そこで、大切なのは、できるだけ早期から補聴器を使って聞こえを改善し、言葉を聞き分ける能力を最大限に発揮することです。補聴器に対する補助金に取り組んでいる市町が全国に幾つかあるようですが、さっきから補助金のことばかり言って、財

政敵しい折、申し訳ないんですけど、本市でも取り組んでみてはいかがでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 加齢性難聴、これにつきましては、両耳の聴力が医学的には70デシベル、これ以上などと診断された場合には、まず、やっぱりこれ、身体障がい者手帳を交付していただいて、その後、補聴器購入の助成を行っておるところでございます。

しかし、加齢性難聴については、高血圧とか、あるいは糖尿病、喫煙などとともに、認知症を発症する要因の一つとして挙げられているんですが、補聴器の装用による認知症予防の効果がまだはっきりと明確には示されていないと。加齢性難聴の軽中等度というんだそうなものですけど、この難聴者の補聴器購入の助成は、国における一律の公的控除として制度化されることが望ましいと考えております。

実を言いますと、昨年のたしか6月なんですけれども、全国市長会でこの問題を捉えております。その中において、国に対して、補助制度の創設とともに、難聴と認知機能の低下との関連性の究明を要請しているところでありまして、本市としましても、今後のこの国の動向を注視しながら調査研究をしていきたいと。当然のことながら、県下のそれらしき補助金等の与えている状況については、もう一度よく調べながら、その状況を、これ、各市町の首長ともそういう、3月にもこの会議がございますので、その辺の話も一応取り上げながら、ちょっとお話も聞いてみたいと思っております。

議長（南靖久議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） ぜひ国に対して働きかけのほうをよろしく願いいたします。

また、松阪市では、高齢者などの耳が聞こえにくい方の窓口対応を円滑に行うために、軟骨伝導集音器を高齢者支援課の窓口に設置しているようです。これ、1台2万円程度で買えるようでして、高齢者の方は大変喜んでいただいているようですが、2万円程度、二、三台、取り入れてはどうかと、本市でも。市長、どうでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） この御質問がございましたので、各県の市町、どないなってるやということを調べ上げました。松阪市以外に幾つかの市町で、こういうことを導入されているという状況を把握しております。

まず、議員御提案の軟骨伝導集音器、これは耳周辺の軟骨を振動させ音を伝えるため、音量を大きくしなくても音漏れがないことから、大きな声での会話が不要となり、プライバシー保護にも役立つことを期待しています。一方で、このイヤホンの形状から、衛生的であると。

軟骨伝導集音器の窓口への設置については、私は行政サービスの向上、あるいは来庁者と職員双方の負担軽減につながる、こういうふうに考えておりますので、聞こえに不安がある来庁者が安心して手続を行えることを踏まえ、先ほど申しましたように、導入されている自治体も存じ上げてございます。その導入効果もきちんとお聞きしながら、考慮に入れて、検討してまいりたい、このように考えております。

議長（南靖久議員） 2 番、小川議員。

2 番（小川公明議員） ぜひよろしくお願いいたします。

耳が聞こえ、会話できる人生は本当に楽しいと思います。それが健康や生活の張り合いになるのではと思います。楽しい人生を送るためにも、耳のサポートをよろしく検討していただきまして、市民に優しい市役所にしていただきたい、そのように要望しておきます。

それでは、最後に、教育費の負担軽減についてお尋ねいたします。

先ほど、教育長の答弁の中にあっただけですけど、日本の相対貧困率 11.5%、尾鷲では調査をやっていないということなんですけれども、では、教育現場での貧困に関しての調査などは実施していないのか。課長、どうでしょうか。

議長（南靖久議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（柳田幸嗣君） お答えします。

貧困率等の調査につきましては、尾鷲市独自では実施をしておりません。

議長（南靖久議員） 2 番、小川議員。

2 番（小川公明議員） 就学援助を出しているのは何%ぐらいですか。

議長（南靖久議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（柳田幸嗣君） 尾鷲市が交付しております就学援助費につきましては、準要保護世帯であったり、住民税の非課税世帯であったりという、いわゆる貧困であるという世帯に対して交付をしておりまして、教育長が答弁いたしましたとおり、年々微増で増加をしておるという状況でございます。

議員御質問の、いわゆる相対的貧困率とは、数字の算定方法なども大きく異なりますので、比較対象とはならないとは思いますが、令和 5 年度の交付率でござ

いますけれども、全児童・生徒の２３．４％がその交付対象となっております。

議長（南靖久議員） ２番、小川議員。

２番（小川公明議員） 相対的貧困率と言わなくても、それだけの方、４人から５人に１人がやはりそれぞれ貧困と言ってもいいんじゃないかと、尾鷲市は高いなという気がいたします。それだけ尾鷲の子育て世帯は疲弊しているということではないでしょうか。

尾鷲市がこれまで子育て世帯に対しまして支援してきたことは、予算審議やこれまでの一般質問などで認識をしているところでございますが、現在の制度では、低所得者層に対して、国でもそうですけど、制度設計になっているものがよく見られます。もちろん生活困窮されている低所得者への支援は必要不可欠なことでありますが、近年、中間所得層にも支援していく必要があるとして、全国的にも問題提起されているところもございます。

先日、同僚の議員さんが、質問において、市長の答弁の中で、子育て支援は他市町よりも先行しているという市長の答弁がありました。しかしながら、先般実施されました第３期尾鷲子ども・子育て支援計画、母子保健計画策定に向けたアンケート調査では、「子育て世帯への経済的支援が充実している」という問いに、約７０％の方が「そうは思わない」との回答がありました。このアンケート結果は、子育て世帯の切実な声であると思います。少子化対策や子育て世帯への支援を考えたとき、物価高騰の対策として、入学祝い金をはじめ、市として独自の支援制度、実感の持てる支援制度を創設する、そういったお考えは今のところございませんか、市長。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 総体的に申し上げまして、子ども・子育て支援については、私は結構進んでいると。大きな予算を必要とする部分についてもある程度やってきておりますし、細かなことから、要するにさっき申し上げましたように、やっぱり気づきということをうちの福祉保健課のほうでいろんな気づき、いろんな方々とお話ししながらできる限りのことはやっていると。

今回、入学金に対する支給ということにあれしましたけれども、それもワン・ノブ・ゼムで必要なことだと思うんですけれども、正直申しまして、現状、アンケート調査で７０％の方が、要するに不満に感じるというのは、私は非常に残念に思っております。ただ、尾鷲市の福祉費、あるいは子ども・子育てに対する、要するに予算上の取組というのは結構やっておりますし、大きな予算の中でずっ

と。本来であれば、これは私の思いですけど、今、国会で、高校生までの授業料無償化云々等々の議論がされて、今日あたり衆議院を通ると思うんですけども、その中に、俎上に上った話の中で、従前から子供の給食費、小中学校の給食費については、国として無償化しようとか、18歳未満の、要するに高校生までの医療費の窓口負担を国で負担するべきだと。県についてもどンドンどンドン我々は国・県についても言っているわけなんですよ。国が要するに俎上に上げながら、まだ一向に今回の予算には、要するに計上されていないと。昔から言われていた。その分を我々は先行しなきゃならない。まず第一に、子ども・子育てに対する、要するに親御さんの精神的な経済的な不安で、まず、第一義的にやらなきゃならない大きな予算を伴うのはこの二つなんです。まず、私。あと、いろんなこともやらなきゃならないんですけども、しかし、子供祝い金になると、一方では、要するに貧困家庭の云々だけじゃなしに、中間所得層への支援についてもやっぱり考えていかなきゃならない。そういうことを考えますと、必要性を十分に認識しつつ公平性というものを観点に入れながら検討はするべきものであると私は思っております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 市長、入学祝い金についてはぜひ前向きに検討していただきたい、市長の子育てに対する思い、しっかり受け止めました。

それでは、最後に教育長にお伺いいたします。

学校現場での教職員の方の多忙化は深刻ですね。教育の質の低下も懸念されますが、一方では、社会の変化に対応するため、学校外での学習も重要で、地域には、多様な人材というのがお見えになります。その方々と連携することで、子供たちに豊かな学びを提供できるのではないかと思います。

そこで、これまでも連携いただいている地域住民、ボランティアの方、元教員の方々など、さらに連携を強めて、教職員の負担軽減、そしてまた、子供の学習意欲の向上、地域全体の教育の向上、そういうものを図っていけないのかどうか、教育長、お答えください。

議長（南靖久議員） 教育長。

教育長（田中利保君） それでは、お答えいたします。

今言われたとおり、学校現場の現状は、多様化する子供たちや保護者のニーズに対応するため、授業だけでなく、様々な業務に携わっていただいております、その

負担は大変重いものであると認識しております。

このような状況の中、これまでも、地域の皆様、ボランティア、元教員など、多くの方々が学校外での学習支援に大変御協力をいただいております。

議員御提案の学校外での学習指導の充実につきましては、子供たちの学習意欲向上や地域全体の教育力向上につながるものです。これらの事業に対しては、本市からも補助金を交付していますが、学校外での学習指導を充実するためには、人員の確保が不可欠となっており、その人材の不足は本市のみならず、全国的な課題であります。

今後も引き続き地域で御尽力いただいている皆様と連携しながら、子供たちの学習支援を実施し、地域全体で子供たちの学びや環境づくりを進めていきたいなというふうに考えております。

議長（南靖久議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） しっかりと学習支援やっていただいて、学力の向上に向けていただきたい、そのように思っています。

これで終わります。ありがとうございました。

議長（南靖久議員） ここで休憩をいたします。再開は11時10分からといたします。

〔休憩 午前10時59分〕

〔再開 午前11時08分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6番、中村文子議員。

〔6番（中村文子議員）登壇〕

6番（中村文子議員） 皆様、こんにちは。

2025年が始まってから、様々なイベントやお祭りがめじろ押しでした。中でも、最近では、「のど自慢」が尾鷲市で開催されました。私は予選会場に足を運ばせていただきましたが、観客席は満員、立ち見の方もたくさんおられ、参加された方々の歌やパフォーマンスを大変楽しんでおりました。このような大舞台で堂々と歌えるぐらいの度胸を私も見習わないといけないなと思いました。

今回、議員にならせていただいてから3回目の一般質問になります。今回は、前回の一般質問で聞きそびれてしまったことや今現在の尾鷲市の福祉の状況をお伺いしたいと思います。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般

質問に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

全国的な問題である少子高齢化において、日本の人口構造は急激に変化しつつあります。特に今年の2025年には、団塊の世代と呼ばれる昭和22年から24年生まれの人たち約800万人が75歳以上となることで、国民の5人に1人が後期高齢者になるという2025年問題が大きな問題として懸念されております。

尾鷲市においても、昨年12月末日現在の高齢化率が46.3%と、国や県を大きく上回って高齢化が進んでおります。その中でも、支援を必要とする人が多くなる75歳以上が29.4%と約3人に1人は後期高齢者となっております。高齢化率は年々増加しており、国立社会保障・人口問題研究所の公表では、5年後の2030年には50.4%に達すると予測されております。

これに伴い、高齢者福祉のニーズも多様化し、より充実した支援が求められ、高齢者の方たちが安心して生活できる社会をつくるには、地域全体で高齢者支援の体制を強化する必要があると考えます。

加えて、昨今では、高齢者の独り暮らし世帯が増えてきております。孤立を防ぐための取組が重要となっていており、地域の見守り体制を積極的に支援していかなければなりません。高齢者が孤立することは、健康や精神的な問題を引き起こす原因となります。特に、独り暮らしの高齢者が増える中で、地域社会のつながりや支援の仕組みが重要です。

そこで、質問いたします。

尾鷲市は、高齢者の見守り体制についてどのような方法を取られておりますでしょうか。

次に、子育て支援に対する質問をさせていただきます。

子育て支援の取組では、妊娠期から切れ目のない支援を行うことがとても重要です。特に産前産後では、産後鬱や子育てに悩みや不安を抱える母親に対する産後ケアを行い、子育ての充実に努めなくてはなりません。「こどもの未来 明日をともに育むまち おわせ」をかなえるために、こうした取組は重要な課題であると考えます。

産前産後から切れ目のない子育て支援の取組については、ネウボラがあります。このネウボラというのは、フィンランドで開始された子育てシステムで、フィンランドの言葉で助言、アドバイスの場という意味があります。親や子供に対して包括的な支援を提供するためのモデルになり、母子保健サービスとして、妊娠中

から子供の成長に至るまでの継続的な支援を行います。導入している自治体もどんどん増えてきており、地域に根差した子育て支援を強化しております。尾鷲市でも、尾鷲版ネウボラとして、妊娠期から切れ目のない支援を行い、産後鬱や子育てに悩みや不安を抱える母親に対する産後ケアを行っておりますが、今後も積極的に進めていかなければと考えます。

そこで質問いたします。

産前産後の母親へのケアの重要性、切れ目のない子育て支援に対する市長のお考えと、尾鷲版ネウボラの取組や体制などについてお答えください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、中村議員の御質問にお答えします。

まず、高齢者の見守りについてでございます。

議員が御指摘のとおり、本市の高齢化率、これは全国平均に比べて本当に大幅に上回って、要するに超高齢化社会と言われるぐらい、先ほどの数字的な話は御指摘のとおりでございます。

その中で、私が一番、それと同時に大きな問題を抱えているというのは、独り暮らしの高齢者世帯、昨年の４月１日現在で２，２８９世帯あるわけなんです。これは全世帯が大体約９，０００弱ぐらいの世帯があるんですけれども、その全世帯数の２６％、これを占めておりまして、全国平均でも１６％ですから、それよりも１０％多いということは大幅に上回っている、これについてどう対応していくのかというのは非常にやっぱり大事な話だと思っております。

今後も増加が見込まれる、身近に頼る方がいない独り暮らしの高齢者とか、あるいは高齢者のみの世帯、これが地域から孤立することがないように、見守りの必要性というのはますます高まるものであると私は認識しております。

このような状況の中で、本市では高齢者の状況に応じた多様な方法で見守りを行っております。

具体的に申し上げます。この具体的な事業といたしましては、独り暮らしの高齢者などを対象とした緊急通報装置による緊急連絡先に連絡を行う緊急通報装置貸与事業、そして食事の提供を行うとともに安否確認を行う食の自立支援事業、そして認知症高齢者の徘徊などに対処するための高齢者等ＳＯＳネットワーク事業、これを実施しており、これらのほかにも、地域住民の身近な相談相手であり

ます民生委員、児童委員の皆様、そして集落支援員の皆さんなど、地域の様々な方々のお力を借りながら、日々の生活や業務の中で見守りを行っております。

このように、地域の力で支え、早期に異変に気づき、命を守る仕組みであるこの見守りは、高齢者が安心して在宅生活を継続していく上で基盤となるものである、重要な活動であると思っております。

今後も地域ぐるみで見守りができる体制を築きながら、高齢者を孤立させることなく、高齢者が住み慣れた地域で、安全安心に穏やかな生活ができるよう、包括的な取組を進めてまいりたい、このように考えております。

次に、尾鷲版ネウボラ取組や体制についてであります。

本市におきましては、少子高齢化、これが顕著になっております。それと同時に、核家族が進んでおります。核家族化、これが進んでおり、多世代が同居する家族とか、あるいは御近所同士で子供の見守りや子育てを担う習慣といった、この地域コミュニティ、今までは都会でも地域コミュニティがないというのが、やはりこの部分が尾鷲のこの小さなまちでもやっぱりそういうものが波及しているというふうに私は感じております。かつて当たり前に行われていた、共に助け合う育児習慣や環境がさま変わりして久しい状況があると思っております。

人と人の関わりが希薄化し、孤立化する家庭が増えていく中、全ての子育て家族において安全安心して子育てを行うためには、特に妊娠、出産により心身ともに体調の変化が大きい母親を中心として、妊娠期から子育て期にわたって、子育て家庭の相談やサポートを切れ目なく行う支援体制、これを構築することが極めて重要であります。地域において安全安心な子育て環境を構築することは、子供の健やかで幸せな成長に大きく寄与するものと考えております。

そのため、本市では、まず、平成29年度に設置した子育て世代包括支援センター「はっぴい」、これを拠点として、尾鷲版ネウボラ体制を構築して、母子保健における妊娠、出産から切れ目のない支援を行っているところであります。

また、新年度、令和7年度からは、これまで連携を図っていた児童福祉部局の子ども家庭総合支援拠点との統合を図って、新たにこども家庭センターを設置します。設置することでもって、母子保健と児童福祉の支援を一体的に提供する体制を整備していきたい、このように考えております。

なお、産前産後の支援における具体的な取組につきましては、担当参事より説明いたします。

以上、私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（世古基次君） それでは、説明いたします。

まず、妊娠期からの取組ですが、妊娠届出時においては、保健師が30分程度の面談を行い、妊婦アンケートを活用して、皆さんの困り事や心配事などの聞き取り、助言、相談を行っております。

妊婦健診につきましても、出産まではほぼ無料で、皆さん大体12回程度の健診を受けるんですが、14回までを無料で受けられる制度を設けているほか、受診先の医療機関と連携し、健診結果に加えて、妊婦や子育て家庭における今後の妊娠、出産、子育てに関わる気になる情報などについても、早期支援に向けて、必要に応じて共有する体制を構築しております。

また、出産直後については、2回の産婦健診や産婦訪問により、産後鬱予防のための早期支援体制を整えており、必要に応じて産院等を活用し、宿泊や通所しながら育児サポートが受けられる産後ケア事業を実施しております。

出産後においては、生後2か月までの赤ちゃんのいる家庭の全戸訪問、また、赤ちゃん相談、育児サークルなど、主に担当の保健師が妊娠時から継続して子育て家庭に寄り添いながら、情報提供や他職種間の連携などの支援を通して母子や子育て家庭との信頼関係を築くことで、安心した子育てができる環境を整備しております。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6番（中村文子議員） 尾鷲市の見守り対策というのは、先ほども小川議員さんの答弁にも市長、ありましたが、やはり進んでいるものだと私も感じます。

前回の一般質問では、認知症の方に対する見守り体制というのを伺いしたと思うんですけれども、今回は全体的な高齢者への見守りということで、前回と少し違ってくると思うんですが、先ほどの市長の御答弁にあったとおり、緊急通報対応するものとか、あと食事自立支援、高齢者SOSというものもあったと思うんですけれども、熊野市では、月1回、地域のボランティアさんがお弁当を調理して、独り暮らしの高齢者宅へ配達、これ、尾鷲市もあるんですけれども、9月から11月にかけては公民館などに地区の高齢者を招待して、御長寿をみんなでお祝いしたりするイベントとか、あと元気見守り事業として、独り暮らしの高齢者の安否確認を訪問、電話、郵便局さんに協力していただき、はがきとか配達とかで随時行っているそうなんです。ちなみに鳥羽市さんのほうでも、年4回、対面での配達で安否確認を行うということをされているらしいんですが、尾鷲市では、

今ある安否確認のほかに安否確認の種類を増やすということはあるのでしょうか。
議長（南靖久議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） それでは、説明いたします。

本市では、高齢者の状況に応じた多様な方法で、現在、安否確認を実施しております。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、食の自立支援事業では、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに対して、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、安否確認を行い、自立した在宅生活が送れるよう支援を行っております。

また、先ほど議員もおっしゃられた緊急通報装置貸与事業の中でも、通報システム事業者から利用者に対して、月1回の安否確認コールというものを行っております。

さらに、民生委員、児童委員の皆様が、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を中心に戸別訪問し、緊急時の連絡先や健康状況などが記載された緊急連絡カード、こちらを作成し、安否確認や必要な支援の把握などを行うほか、地区によっては、集落支援員が日常業務として高齢者の見守りの活動を行っております。

また、民間事業者が戸別訪問等の日常業務の中で高齢者への声かけなどを行い、緊急時に市などへ通報を行うといった、高齢者等の見守り協定、こちらについても、本年1月末時点で8事業所と締結しております。

これらのほかにも、先ほど議員御紹介いただいたような取組である、各地区の福祉委員会が高齢者を戸別訪問し、お弁当やお菓子などを届ける「あったかふれあい訪問」というようなものも行われております。また、本市が主催する健康づくりや介護予防教室などの通いの場への参加や仲間と集い、趣味やサークル、ボランティア活動に参加することも、穏やかな見守りにつながっているものと考えております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど、福祉保健課長のほうから、いろんな具体的な事例を回答申し上げたんですけれども、今回議員のほうから御質問の、熊野市の事例をされているわけなんですけれども、私は尾鷲市の老人クラブ、この活動というのを私はすごいと思っているんです。当然のことながら、老人クラブ主催でありながら、要するに本市としての福祉保健課、あるいは社会福祉センター、これの協力

でもって、年間結構やっぱり高齢者の方々、要するに老人会に入会されている方が100人以上来られている。それは具体的に言ったら、グラウンドゴルフ大会を2回やっています。それで、福祉大会、秋に、カラオケ大会から、そういうあれもやっているし、そしてあとは皆さん方のあれした展示会もやっていたり、あるいは子供との、要するに世代間交流の小運動会をやったり、あるいは老人会の運動会をやったり、いろんな形の中で、要するに見守りということについて、だから、さっき小川議員の質問の中で、結構やっぱり外に出ることを奨励しながら、家に閉じ籠もるなど。外に出て人と会話しろ、人と一緒になって食事をしろ、人と一緒になって動けというような話で、それを奨励しているわけなんですね。私は、だから、そういうことも踏まえて、見守りのために、要するに孤立した状況を少しでもなくすために、そういう活動をやっている老人クラブの活動については、私は物すごく評価したいと思いますし、それに対する福祉センター、あるいは福祉保健、あるいは市民サービスもあるんですけども、やっぱり市の市長部局の連中も結構協力して、そういう体制をしいているということを御理解いただければと思っております。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6番（中村文子議員） 市長の御答弁のとおり、私もその気持ちでいっぱいです。まずは家の外に出ることが大事だとつくづく思います。本当に人と会話をして、コミュニケーションを取って、楽しんでもらうということが、心身の健康につながってくるのではないかなと思います。

高齢者の独り暮らしは、本人ももちろんなんですけれども、その周りの御家族の方も心配だと思うんです。そして、その御家族の方が他県や他市町におられる場合はなおさらだと思うんですけれども、やっぱり住み慣れたまち、高齢者の方が住み慣れたこの尾鷲というまちで安心して暮らしていくにはどうすれば御家族も安心できるだろうと考えたときに、やっぱり外出する際の心配というのが一番大きいと思うんです。例を挙げると、鳥羽市の事例を拝見させていただきました、それがQRコードのシールの導入やったんです。これが持病とか、見守りが必要な高齢者や認知症による徘徊症状の方を対象に無償で交付していただけるものになっております。目的としては、見守りシールを自分の持ち物とか、衣服とかに貼っておくことで、見守りが必要な高齢者の早期発見とか、早期保護の手段を増やして、また、介護者の御家族やその介護者の心身の負担を軽減することだそうなんです。これらのことを鑑みても、緊急時にはこのQRコードがあれば、発見

したときに、今皆様スマホを持っている方が多いと思うんですけれども、QRコードを周知していただければ、QRコードを発見したときに読み取っていただくことで、高齢者の保護につながりやすくなると思うんです。

三重県では、鳥羽市のほかにも、四日市市とか、伊賀市でも提供されているみたいなんですけれども、尾鷲市でこれを導入することというのは可能なのでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員の御指摘のQRコードを用いた見守りシール、さっきの小川議員のあれじゃなくて、うち、どないなってるねやということで、すぐに調べさせたんですよ。結果として、QRコードを用いた見守りシールには、大きく分けて2種類あるらしいんですよ。2種類あって、それで、一つ目は、衣服に貼ったこのQRコードを読み取ることで、これが伝言板にアクセスすると。発見した方が、発見場所や高齢者の状況などを家族にメールできる仕組みというのが、これが一つあるんですね。二つ目は、QRコードを読み取ることで、緊急連絡先として、市役所とか、警察とか、そういう連絡先が表示され、その家族に連絡する仕組みとなっており、いずれも高齢者が行方不明になった場合のツールとして活用されていると。これ、調べた市町の中で、まず最初に言った見守りシールの「どこシル伝言板」ということを言っているらしいんです。これが県内では7か所、7市町でやっていると。見守りQRマークについても8市町、結局前向きに進んでいるんだなと思って。

結局このQRコードを用いた見守りシールというのは、特にやっぱり徘徊時だけではなくって、外見は分かりづらい認知症の方に対しても、日頃から地域の人々が積極的に声をかけ、見守りをするきっかけにもなります。

しかし、一方では、このシールをつけることによって、認知症だということを、要するに自分からあれすとか、あるいは認知機能が低下している方であると分かることに抵抗を感じている御家族というのはあると思います。そういったときに、個人の尊厳を守るというための、これは配慮も絶対必要であろうと。しかし、やっぱりこの手法というのは、私は非常に重要だと思っておりますので、いずれにしましても、高齢者の方やその御家族にとって、よりよい支援につながるよう、先ほど申しました、導入している市町の導入効果、どうなんやということも、それを踏まえながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（南靖久議員） 6 番、中村文子議員。

6 番（中村文子議員） 確かに市長のおっしゃられたとおり、抵抗がある方も中にはおられるとは思いますが、ただ、緊急時のことに関して、やっぱり心配を一つ減らすという一つの策にはなるんじゃないかなというふうには思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

先ほども申されました老人クラブの活動なんですけれども、やはり今、地区自治会の解散とか、老人会の解散という話が少なからずされております。大変心配を、私個人的にもしておりますが、隣近所の方々とのコミュニケーションが取られていることが多いようですので、まだ幾分かは安心できるかなと思うんですけれども、やっぱり高齢者になりますと、車じゃなくて徒歩で近くにお出かけになるという方も多いと思います。住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、地域の御協力も得られればと思いますが、そこで、尾鷲市では、住民同士の支え合いを基本とした地域づくりを進めるために、その推進役として生活支援コーディネーターを配置しておくことも存じ上げておりますが、協議体を設け、住民の方と安心して在宅生活を続けるために必要なことは何かを考えて、話し合っ、地域づくりの意識統一を図って、よりよいまちづくりの活動をされております。

この鳥羽市のQRコードシールのほかにも、高齢者安心見守りネットワークというステッカーがあるみたいなんです。尾鷲市でも、高齢者SOS事業というのをやられておりますが、これは地域の見守りに御協力いただけるお店屋さんとか、個人の方々に目に届くところに貼ってもらえると、日々の業務の中とか、高齢者を優しく見守り支援してもらえという目的の一つ目印になるんじゃないかなというふうに思います。これによく似たものに、子供SOSの家というステッカーを私も見たことがあるんですけれども、まさにその高齢者版ということで、そのステッカーが目につけば、緊急時の対策など、もしものときに備えられると思うんです。尾鷲市の高齢者等SOSネットワーク事業があることは先ほども申し上げましたが、存じ上げてはおるんですけれども、地域の商店さんとか、個人のお宅さんに、そういった目印になるようなものがあれば、何かあった際にこちら、高齢者さん側から声をかけやすくなるんじゃないかなとは考えるんですけれども、市長の御見解を教えてください。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど議員がおっしゃっていましたが、自治会にしてもどんどん

解散しているし、老人会のほうとしてもちよくちよくと、「ああ、あその老人会はもう解散や」と、「誰も引っ張っていく人がいないから、もう解散や」と、もうそういうことで、自治会にしろ、老人会にしろね。この前も市長懇談会、やらせていただいたんですけれども、「食い止める方法はないんか」と言っておった。という、これ、非常に重要な話なんですね。ただただ、要は、だんだんだんだんと、要するに働く年代というのは、今までやったら60歳になったら何か、今はもう65歳、いろんな年金の関係もあるし、やっぱり65まで働かなきゃならない。そうすると、やっぱりそういう団体に入るよりも、やっぱり自分のなりわいをあれしなきゃならないから、65歳までですよ。そうすると、また、一方では男性の場合ですと、もう働いたら家にひきこもりになると。そんな傾向、こういう状況の中で、本当にいろんな手段を取り入れながらやっていかなきゃならないという認識はあります。それで、やっぱり見守りというものをきちんとやっていくという。

さっきおっしゃっていましたように、まず、これ、平成22年ですから、今から15年ぐらい前ですかね。国において、認知症高齢者の増加に伴って、徘徊、あるいはそれに伴う事故、これを未然に防止するために、徘徊高齢者を早期に発見するための徘徊見守りSOSネットワークの構築を国において推進されたと。これに伴って、三重県下でも、29市町中25市町で、この高齢者の搜索、通報、見守りに関するネットワーク事業が実施されていると。当然のことながら私もこの事業に参画しているわけなんですけれども。結局、その内容として、この認知症高齢者の徘徊などに対処するためには、あらかじめ登録のある高齢者が行方不明になった際には、事前に登録いただいている、あるいは金融機関とか、宅配事業と、要するに尾鷲市では43事業者の方々に搜索の協力をお願いしたいと言っているわけなんですね。そういう尾鷲市高齢者等SOSネットワーク事業というものを実施しているということを、まず現状として御認識いただきたいと。

議員御提案の高齢者の見守りネットワークステッカーについては、この徘徊見守りSOSネットワーク事業の一環として、先ほどの話じゃないんですけれども、県下においても、鳥羽市をはじめ、幾つかの市町で取り組んでいるわけなので、やはりそういう事例というのも我々としては検証する必要があると思います。ですから、この見守りステッカーの導入については、まずは認知症、認知症と言っているけど、認知症だけではないんですよ。一方では、全ての高齢者の方が、そして、その御家族の方、この方々が安心して生活していただくことにこのステ

ッカーを導入することは、そういうことにつながっていくんじゃないかなと私は思っていますので、今後、今現状、御協力をいただいている事業者などいろいろな調整をしながら、実施するという方向で進めたいと、このように考えております。

議長（南靖久議員） 6 番、中村文子議員。

6 番（中村文子議員） 高齢者の方々の不安を取り除くという一つの方法として、これからも御検討いただければ幸いです。見守りばかりではなくて、高齢者さんの方々が活躍できる場というのも考えていかなければならないのかなと思ったときに、高齢者の社会参画について考えました。

高齢者の社会参画は、個人の生活の質の向上のみならず、地域全体の福祉や経済の向上にもつながる重要な要素だとなっております。高齢者の社会参画についてのメリットとして、社会とつながりが深まることで充実感を感じることや高齢者の知識や経験が地域の発展に貢献して、全体的な活力が高まります。そして、高齢者が地域の子育て支援に参加することも、社会参画の一環として注目されております。子育て支援活動に参加することで、世代を超えた交流が生まれ、地域全体の協力体制が強化されるとあります。尾鷲で生まれ育った高齢者の方なら、私たちも知らない尾鷲の歴史とか、知識、食の文化などを継承していく観点からも、このような交流は重要と考えますが、このような世代を超えた交流の重要性を市長はどうお考えになりますか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 高齢者と子供の触れ合い、大事な話です。僕もやっていますよ。市長と中学生と語る会とか、あるいは高校生の、要するにおわせ育とか、そういうことをいろいろやっていく。そういうことは、やることによって、高齢者の方々もやっぱり自分の知識とか、ノウハウというのを子供たちに伝えたい、俺たちこんなことやっていたんだよと、これがやっぱりこういう便利なんだよという、そういう触れ合いの場というのは、要するに世代間交流というんですか、これ、非常に重要な話なんです。

そのために、尾鷲市では、先ほども申しますように、人生経験が豊富な高齢者の皆さんが地域社会に積極的に関わる、これのことによって、地域の活性化と次世代への文化や知識の継承において非常に重要であると。だから、本当に正直言って、ここだから申し上げるんですけど、文化においても、やっぱり僕は、尾鷲節というのは絶対に継承して、子供たちがみんな尾鷲といたら尾鷲節やという

ぐらいのそういうものを、逆に言うたら、高齢者から子供たちのそういう場をつくりながらやっていかなきゃならないと。これは市長としてというよりも、物すごいやっぱり尾鷲節、大事だから、これはこの場を借りて、要するにシナリオにはないんですけど、ちょっと申し上げたいと思っております。

そして、今、具体的にどうやったのかというと、今、向井小学校で締め縄作り、これ、御存じだと思うんですけども、そういうことをやっていながら昔ながらの技術を学ぶ機会を設けていて、賀田小では栃餅作り、これももう賀田といたら栃餅は有名ですから、こういうものをいかにして子供たちが郷土の食文化、こういったものに触れる機会を提供しておると。それで、先ほども申しましたが、老人会、尾鷲市老人クラブ連合会では、小学生の子供たちと一緒に、世代間交流として、毎年ミニ運動会、これも大きな一例ではあると思っています。ですから、こうした取組は、子供たちが地域への理解を深めるだけでなく、高齢者の方々にとっても経験を共有する、喜びなんですよ、喜び、あるいは社会とのつながりを感じる、こういったところ、そういう場をあれする必要があると思います。

高齢者の方々が持つ知識や経験は、私たちにとってかけがえのない財産であると思っております。ですから、高齢者が生き生きと元気で楽しめる場づくりというのは絶対大事なんです。この前もいろいろございましたんですけども、要するに高齢者の立場、子供というのが。私は今回、いろんな場で言っております。子供の居場所づくり、図書館とかでいろんな話します。しかし、それと同時に、お年寄り、高齢者の居場所づくり。居場所づくりは絶対必要です。だから、どういう場をきちんと高齢者の方に、その居場所づくりでいろいろ活躍してもらおうかと。活躍すること、あるいは参加する部分についてのメニューは、福祉保健課で物すごいあります。これをやっぱり広めるということは非常に大事だし、高齢者と子供たちの、要するに結び合う場というのもそうですし、あるいは高齢者の結ぶ居場所、あるいは子供たちの居場所、それぞれをやったりきちんと整備していかなきゃならないなと思っております。ですから、高齢者と子供たちが、一方では、先ほど申しましたように、自然に交流できる環境、これを整えながら、誰もが自らの役割、高齢者は高齢者の役割があるんだと。だから、それを見つけていただいて、安心して暮らせるまちづくり、これを推進していきたいなと。これは本当に今後の尾鷲市としての方向性というのは、そういう方々に対する居場所づくり、これはきちんとやっていきたいものと思っております。

議長（南靖久議員） 6 番、中村文子議員。

6 番（中村文子議員） 私もひな祭りのスタッフとして、ボランティアで行かせてもらったんですけれども、その中で、高齢者の方々と交流するというのがこんなに楽しいのかと。やっぱり自分で試してみないと分からないというところがあります。やっぱり私らが知らない知識を高齢者の方が持っている、そこから聞き出す、自分の子供に伝えるという話を楽しくしてくれるんですよね、高齢者の方って。若い子とこんなに話せるなんて、もう本当におってよかったと。もうそれを私は引き継いでいかなあかんというふうに自覚させていただきました。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 私も高齢者なんですけど、おじいちゃん、おばあちゃんは、息子、娘より孫のほうがかわいいんですわ。だから、高齢者、要するにお年寄りと孫との触れ合いというのは、おじいちゃん、おばあちゃんは、血がつながっているのは関係ないですよ。もうかわいいてかわいいてしゃあないですよ。それで、また、自分の、さっき申し上げたように、自慢を何とか子供たちに教えてあげると。もうこの状況というのを踏まえれば、そういう場づくりというのは絶対僕は必要だと思っておりますので、これからは積極的にやっていきますので、よろしく願いいたします。これはちょっとアドリブですけども。

議長（南靖久議員） 6 番、中村文子議員。

6 番（中村文子議員） 市長の熱い思い、しかと受け止めました。

本当に大事な場だと思えます。いろんなところでこの交流が尾鷲市内全地域で広まっていただければ、本当に高齢者の方々も楽しめるまちになると思えます。

次、子育て支援に対する質問をさせていただきたいと思えます。

私も十数年前に産前産後を経験しました。その当時、同じ悩みを共有できる妊婦さんと交流する機会がありませんでした。同じ妊娠中だからこそ分かる気持ちや不安なことを共有し、コミュニケーションを取りたいと思ったことがありました。地域によっては、産前産後の支援活動として、ママ友づくりのためのイベントや妊婦さん向けの交流会が開かれることもあるそうです。こうした活動は、情報交換や心の支えとなり、共感すると、信頼関係も生まれてきます。このような支援は、妊婦さんが安心して、精神的にも、身体的にも、健康に妊娠生活を送るためには重要とされております。

そこで質問いたします。

現在、尾鷲市で、産前の方が受けられる支援や交流会などの活動はございます

でしょうか。

議長（南靖久議員） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（世古基次君） それでは、御説明いたします。

現在、産前の方が受けられる、まず、支援等につきましては、先ほど説明いたしました妊婦健診の助成のほかに、妊婦歯科健診受診券の配付なども行っております。

また、妊婦等の交流につきましては、平成17年度から、出産を迎える夫婦の不安を軽減することを主な目的として実施しておりますプレパパ・ママ教室におきまして、参加者同士の交流の場を設けておりました。しかし、コロナ禍によって、令和2年度より教室が一時中止となり、令和4年9月には再開いたしました。その後、参加者が少ない状況にありました。そこで一旦、事業実施の見直しを図ることといたしまして、令和6年度以降は、妊婦等から希望をお聞きした上で、教室実施について検討することといたしました。そのような中、令和4年度から始めました伴走型相談支援事業におきまして、郵送による妊娠8か月アンケートが新たに開始されたとともに、希望者の方には、保健センターでの面談や訪問での保健師による面談の実施、また、必要に応じて電話等による相談対応、ニーズの聞き取りなどを行っておりますが、現在のところ、交流を希望する要望のほうはお聞きしていない状況でございます。また、翌年度、令和7年度からは、郵送によるアンケートではなく、これまでの取組ではお会いすることができなかった全ての妊婦の方と直接保健師が面談して、困り事や心配事、子育て支援に対する希望などをお伺いできるよう計画しております。

こうした丁寧な対応と、聞き取りを通じて、交流の希望をいただいた際には、子育てに不安のある妊婦だけではなく、育児サークルに参加している先輩のお母さん方や子育てサポーターなどとも交流できる場を設けるなど、状況に応じた支援を行ってまいりたいと考えております。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6番（中村文子議員） 私が産前でおったときよりは、すごくサービスは充実しているんだなって実感するんですけども、もし私が産前のときに、これは個人差があると思うんですけども、コロナ禍を経て今現在ってなると、やっぱりコロナ禍を経ているので、感染症とか、何かちょっと面談っていきなり行かれると、ちょっと「うん」って思うところがある人も少なからずいると思うんです。面談とか相談は、現在は訪問とか電話相談などを受けているということなんですけれ

ども、最初から面談とか電話ってなると、自分が思ったことを伝えられないという場合があると思うんです。やっぱり知らない人と面談ってなると、やっぱり産前ってなると神経も過敏になっているという時期でもあるとは思っているので、やはり今この便利なスマートフォンというのがあるので、この便利なものを使用して、一番利用率の高いアプリというのがLINEになるんですけども、このようなアプリを使用すれば、言いにくいことも文字に起こして伝えたり、映像なしで音声だけの相談とか、匿名の相談など、お母さんの心身に負担をかけることなく、気軽に相談に乗ることもできると思うんです。このようなときこそ、SNSだったり、アプリの利用価値というのが見られるのではないかって思うんですけども、市長はどうお考えになるでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） まさしく議員おっしゃるとおりなんですよ。面と向かってどうのこうのというのは、やっぱりやりにくいと思っているんですよ。私も別の意味でも、やっぱりそれは感じております。特にやっぱり妊産婦の方々とかで、子育て中のお母さん方、こういった方々が面談なんかというのはちょっとやっぱり一歩足が後ろへ退くというような感じなので。御指摘のように、おっしゃるように、このSNSとかアプリ、これを活用することによって、本当に抵抗感とか、そういう負担というものはあんまり感じなくなってくるんじゃないかなとも、私も思っています。だから、相談サービスを利用できる一方では、こういうメリット、これが想定されるという。それをやったら、尾鷲市としてどうなっているのかというようなのを。だから、要するに我々としては必要性を感じています。感じていて、どういう方法があるのか、保健師や栄養士などに気軽に相談できる方法をどうしたらいいのか。いただいた相談に応じられる必要な体制、これをどうしたらいいのか。要するに、SNSとアプリ、こういったものを使うということを前提に置いて、どういう方法とか、体制をつくっていったらいいか、今検討しております。

こうした中で、今すぐできる方法の一つとしまして、現在の尾鷲市の公式LINE、これに常設しておりますメニュー画面に、妊娠、出産、子育ての項目を設けております。そして、この項目を設けて、妊娠、出産、子育てに関するサービスの申込みや心配事を相談できるメニューを設けようとしております。

また、令和7年の1月から、母子手帳アプリである、これは「母子モ」というんですよね。私も初めて聞いたんですね。「母子モ」を導入しておりますが、こ

の「母子モ」の機能として、お知らせをプッシュ通知することができることから、このお知らせ記事にも、この相談のホームにつながるリンクを貼るなどして、相談機能をより身近に利用してもらえる取組を実施しております。

いずれも申込み方法はLINEの機能ではないため、メールでのやり取りになりますが、まずはそうした方法で実施する中で、実際のニーズをきちんと把握しながら、LINE等のアプリを活用した相談についても前向きに検討していきたいと、このように思っております。

議長（南靖久議員） 6番、中村文子議員。

6番（中村文子議員） このような対策を取っていただけることで、1人でも多くのお母さんが安心して、不安も一つ一つ消していってもらって、出産に臨んでいた環境づくりができれば一番いいのかなと思います。

私も尾鷲で生まれ育って、そして尾鷲で子供を出産させてもらい、子供を持つ親となり、子育ての大変さや不安とか、将来のことなど、たくさん考える中で、尾鷲で子育てしていくとこんなに安心できるんだと、こんなにいいところがいっぱいあるんだと、これから子供さんを産まれる方々や尾鷲へ移住してくることを考えていただける方の一つのポイントとなると思うんです。やっぱり衣食住を考える中で、プラスに子育て環境というのがついてくると思うので、やっぱり世帯で尾鷲へ移住されることを考えている方には知っていただきたいなど、強く思います。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回、中村文子議員から御質問されております、子ども・子育て、高齢者福祉、この質問に対して、僕は非常にありがたいのは、もう具体的にどうなんやねという、具体的にこういうことをやってんねんけど、尾鷲市ではどうなんやねというような、そういう質問なり、発言なりされて、非常に分かりやすいと。僕は正直言って、我々執行部側にとっても非常に気づきを与えてくれたんじゃないかなと私自身は思っております。先ほどの件についても、いろいろ前向きに検討したいと思っております。

さっき議員がおっしゃっていましたが、これから子供を産む方、あるいは移住を考えておられる方、これが尾鷲にとって、ちょっと一つだけこの場をお借りして、また大変恐縮なんですけれども、申し上げたいと思います。

実を言うと、去年の10月ぐらいだったかな、11月ぐらいだったかな、ある女性の方が、市長室を訪ねてきました。私、なんやろうなと思って。お話を聞き

ますと、今日は市長室にお伺いしたのは、市長にお礼を言いたかったと。移住者の方、大体三十五、六歳じゃなかったかな。その方は、尾鷲に移住……。

議長（南靖久議員） 市長、ここで間もなく時報ですので、中断いたします。

〔休憩 午前 11 時 59 分〕

〔再開 午後 0 時 00 分〕

議長（南靖久議員） 再開いたします。

市長。

市長（加藤千速君） 移住者の女性の方のお話なんですけれども、尾鷲に移住されてきたその女性が妊娠しましたと。妊娠して、当然子供を産まなきゃならない。でも、しかし、尾鷲の状況というのはあんまり知らない。尾鷲総合病院の産婦人科というのはあるのを聞きましたと。でも、不安で不安でしょうがありませんでしたと。しかし、尾鷲には、総合病院の中に産婦人科があるんですから、どうしても行かなきゃならないんです。でも、それで恐る恐る産婦人科に行きました。とってもいい先生、とっても優しい看護師さん。少しは安心したんですけれども、いざ分娩となったときに不安でしょうがなかったんですと。そのときに、医師として、日下先生という方がいらっしゃるんですけれども、日下先生の優しい言葉、本当に安心させられる言葉をいただきながら、無事子供を生みましたと。いい病院ですねと。すばらしい産婦人科の先生と、すばらしい看護師さんがいらっしゃるんですねと。ありがとうございましたというお礼に来ましたので、これはこういう場に沿った事例だと思いますので、参考までにちょっと御披露させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 6 番、中村文子議員。

6 番（中村文子議員） 市長の御答弁、大変個人的にも励みになる答弁をいただきました。

そういう移住者の方々が尾鷲で住まれる際に、不安がやっぱり募ると思うんですよね。全然知らないまちなので。ただ、そこで暮らしていく中で、やはりそういうよかったという言葉をしていただけるというのは、本当に幸せなことだと思っています。尾鷲で暮らしていく者として、それを誇りに思いながら、そういう人が 1 人でも増えるように、これからも邁進していきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（南靖久議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、明日 5 日水曜日午前 10 時

より続行することといたします。

本日はこれにて散会をいたします。

〔散会 午後 0 時 0 2 分〕

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 小 川 公 明

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子